

サポート要件と、「課題」の具体的認定 (他の無効理由を考慮した、「課題」の主張方針)

平成30年3月12日(月)

中村合同特許法律事務所

弁護士・弁理士 高 石 秀 樹

目次

1. 「サポート要件」に関する一般論

(1) 条文(特許法36条6項1号)、審査基準

(2) 歴史的な重要裁判例

- ・知財高判(大合議)平成17年(行ケ)第10042号「偏光フィルムの製造法」事件
- ・知財高判平成23年(行ケ)第10147号「ピオグリタゾン」事件、等※一般的規範

2. サポート要件における「課題」の認定(他の論点における「課題」の認定との関係)

(1) 視点①: 「課題」を下位概念として、具体的に認定するか否か

(「課題」を具体的に認定される場合とされない場合の区別は?)

(2) 視点②: クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性があるか否か

(必要がある場合と必要がない場合の区別は?)

※①は、②を包含する? ⇒ 「課題」の具体的認定と、進歩性判断との関係は?

3. 他の無効理由における、発明の「課題」の認定、及び、位置付け

4. 考察 ~ (サポート要件と「課題」を巡る主張方針、他の無効理由への波及)



1. (1) 条文(特許法36条6項1号)、審査基準

条文(特許法36条6項1号)

「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。」

審査基準

(1) 特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たすか否かの判断は、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとを対比、検討してなされる。

この対比、検討は、請求項に係る発明を基準にして、発明の詳細な説明の記載を検討することにより進める。この際には、発明の詳細な説明に記載された特定の具体例にとらわれて、必要以上に特許請求の範囲の減縮を求めることにならないようにする。

(2) 審査官は、この対比、検討に当たって、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとの表現上の整合性にとらわれることなく、実質的な対応関係について検討する。単に表現上の整合性のみで足りると解すると、実質的に公開されていない発明について権利が発生することとなり、第36条第6項第1項の規定の趣旨に反するからである。

(次頁に続く)

(3) 審査官によるこの実質的な対応関係についての検討は、請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えるものであるか否かを調べることによりなされる。請求項に係る発明が、「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えていると判断された場合は、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとが、実質的に対応しているとはいえず、特許請求の範囲の記載はサポート要件を満たしていないことになる。

審査官は、発明の課題を、原則として、発明の詳細な説明の記載から把握する。ただし、以下の(i)又は(ii)のいずれかの場合には、明細書及び図面の全ての記載事項に加え、出願時の技術常識を考慮して課題を把握する。

Cf. マキサカルシトール知財高判大合議の均等論第1要件の規範に近いイメージ(57頁)

(i) 発明の詳細な説明に明示的に課題が記載されていない場合

(ii) 明示的に記載された課題が、発明の詳細な説明の他の記載や出願時の技術常識からみて、請求項に係る発明の課題として不合理なものである場合(例えば、分割出願と原出願...において、発明の詳細な説明に明示的に記載された課題が同じであり、その課題が、発明の詳細な説明の他の記載や出願時の技術常識からみて、分割出願の請求項に係る発明の課題としては不合理と認められる場合)

「発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」の把握にあたっては、審査官は、明細書及び図面の全ての記載事項に加え、出願時の技術常識を考慮する。



1. (2) 知財高判(大合議)平成17年(行ケ)第10042号「偏光フィルムの製造法」事件

「特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならない…。そして、…**本件発明は**、特性値を表す二つの技術的な変数(パラメータ)を用いた一定の数式により示される範囲をもって特定した物を構成要件とするものであり、いわゆる**パラメータ発明に関するものであるところ、このような発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その数式が示す範囲と得られる効果(性能)との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の**

↑ **技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果(性能)が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要する…。** ↑

作用機序(メカニズム)によるサポート

実施例によるサポート

⇒大合議判決の後、知財高判平成21年(行ケ)第10033号「フリバンセリン」事件(飯村J)は、「特段の事情のない限りは、『発明の詳細な説明』において実施例等で記載・開示された技術的事項を形式的に理解することで足りるというべきである。…**大合議部判決の判示は、(1)『特許請求の範囲』が、複数のパラメータで特定された記載であり、その解釈が争点となっていること、(2)『特許請求の範囲』の記載が『発明の詳細な説明』の記載による開示内容と対比し、『発明の詳細な説明』に記載、開示された技術内容を超えているかどうか**が争点とされた事案においてされたものである。…」と判示したが、踏襲されていない。 5

⇒「フリバンセリン」事件判決後は、H22(行ケ)10221「記録媒体用ディスクの収納ケース」(飯村J)が「特許法36条1項1号...の解釈に当たっては、特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明に記載された技術的事項を超えるか否かを必要かつ合目的な解釈によって判断すれば足りる」とした。(H24(行ケ)10332「アーク放電陰極」事件(塩月J)も近い)

知財高判平成23年(行ケ)第10147号「ピオグリタゾン」事件

「特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、**特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か**を検討して判断すべきものである...。」

=①**特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明**

AND



作用機序(メカニズム)によるサポート

実施例によるサポート

②・**発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる**
OR・その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる

=①特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明
AND

②・発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる
OR・その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を
解決できると認識できる

⇒②が議論されるケースが多いが、①で決着した裁判例もある。(下掲)

《鶴岡》

知財高判平成27年(ネ)第10122号「通信システムおよび呼処理装置」事件

「本件明細書の発明の詳細な説明に記載された発明においては...構成要件Fの『第2のユニットにおける出行通信トラヒックの受信が第1の枠から外れていると判断した場合、これに応じて、前記の対応する枠から外れている受信を対応する枠の中に移すために、第2の位相の第1の位相からの第1の変位量を加減する』ことは、本件明細書の発明の詳細な説明に記載されているということとはできない。」



2. 「サポート要件」における「課題」の認定（裁判例の傾向と進歩性との関係）

サポート要件における「課題」の認定は、結論に影響大!!

- ・「課題」を上位概念で、抽象的に認定 ⇒ サポート要件○の方向性
- ・「課題」を下位概念で、具体的に認定 ⇒ サポート要件×の方向性

進歩性においても、「課題」の認定は、結論に影響大!!

- ・「課題」を上位概念で、抽象的に認定 ⇒ 進歩性×の方向性
 - ・「課題」を下位概念で、具体的に認定 ⇒ 進歩性○の方向性
- （本件発明と引用発明との課題の相違が、組合せの容易性に影響する。）

平成20年頃から、進歩性判断において、本件発明と引用発明との課題の相違が組合せの動機付けを否定する要素として重視される傾向にあり、「課題」を具体的に認定する裁判例が多く見られる。(★)

⇒平成27年頃から、サポート要件の判断においても、発明の課題を具体的に認定する裁判例が多い。～進歩性判断と平仄合致？ 8

(サポート要件) 審決× ⇒ 判決× 《高部》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(数値限定)

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(数値限定)

知財高判平成28年(行ケ)第10042号「潤滑油組成物」事件

「数値範囲の下限值により近いような『潤滑油基油』であっても、本願発明の課題を解決できることを示す...出願当時の技術常識の存在を認めるに足る証拠はない。

...本願発明は、特許請求の範囲において、『本発明に係る潤滑油基油成分』の含有割合が『基油全量基準で10質量%～100質量%』であることを特定するものである以上、当該数値の範囲において、本願発明の課題を解決できることを当業者が認識することができなければ、本願発明はサポート要件に適合しない...。

...原告の上記主張は、比較例3と比べて、少しでも本願発明の課題に関連する物性が改善したものは全て、本願発明の課題を解決できることを前提とするものと解されるが、本願発明の課題を解決できるというためには、...比較例1ないし3で代表される従来の技術水準を超えて、実施例1ないし6と同程度に優れたものとなる必要がある...。

⇒比較例と比べて、課題に関連する物性が少し改善しただけでは、課題解決×。

⇒数値限定の全範囲で、当業者が、発明の課題を解決できると認識できる必要あり。

(明細書中の記載から「課題」を認定した。進歩性は争点とならなかった。)

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《鶴岡》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(物の構造)

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(物の構造)

知財高判平成27年(ネ)第10114号「医療用ガイドワイヤ」事件

「...Au及びSn以外の元素の有無や各成分の含有量を特定しない場合においても、当業者が、本件発明の課題解決のために必要なAu-Sn系はんだの固着強度、すなわち、コアワイヤに対するコイルスプリングの固着強度が、コアワイヤの遠位端側小径部の引張破断強度より高い、又はAg-Sn系はんだによって固着する場合と比較して2.5倍程度であることを認識し得るということとはできない...」

...発明の詳細な説明の記載を踏まえると、本件発明の『Au-Sn系はんだ』については、その発明の課題解決のため、『Ag-Sn系はんだ』との比較において固着強度が単に相対的に高いというだけでは十分ではなく、...固着強度が、コアワイヤの遠位端側小径部の引張破断強度より高い、又は、Ag-Sn系はんだによって固着する場合と比較して2.5倍程度であることを要すると解される。」

⇒発明の課題を解決できる基準を数値(固着強度が従来技術の2.5倍)で認定した。

(明細書中の記載から「課題」を認定した。進歩性は争点とならなかった。)

知財高判平成27年(ネ)第10114号「医療用ガイドワイヤ」事件

「本件発明の解決しようとする課題(達成すべき目的)は、第1に、コアワイヤに対するコイルスプリングの固着強度が高く、しかも、従来のものと比較してシェイピング長さを短くすることができる医療用ガイドワイヤを提供すること(以下『第1の目的』という。)、第2に、CTO病変のマイクロチャンネル内における操作性に優れた医療用ガイドワイヤを提供すること(以下『第2の目的』という。)、第3に、低侵襲性で、マイクロチャンネルにアクセスする際の操作性が良好でありながら、十分な曲げ剛性を有し、トルク伝達性にも優れた医療用ガイドワイヤを提供すること(以下『第3の目的』という。)にある。

以下、第1～第3の目的につき、更に具体的に検討する。...

第1の目的のうち、『コアワイヤに対するコイルスプリングの固着強度が高く』に関しては、本件明細書の発明の詳細な説明に以下の記載がある。

・『コイルスプリングの先端部をコアワイヤに固着するためのはんだとしてAu-Sn系はんだが使用されているので、先端硬直部分の長さが0.1～0.5mmと短い(はんだによる固着領域が狭い)にも関わらず、コアワイヤに対するコイルスプリングの固着強度を十分に高い(コアワイヤの遠位端側小径部の破断強度より高い)ものとすることができ、コイルスプリングに挿入されている状態のコアワイヤに引張力を作用しても、コアワイヤが引き抜かれるようなことはない。』(【0027】) ・『ステンレスと、白金(合金)とをAu-Sn系はんだを使用して固着することにより、Ag-Sn系はんだによって固着する場合と比較して2.5倍程度の固着力(引張強度)が得られる。』(【0058】) ...第2の目的、...第3の目的...」

※明細書中に、「固着強度が高く」という一般的な課題の記述もあったが...

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《清水》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(数値限定)

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(数値限定)

知財高判平成26年(行ケ)第10155号「減塩醤油類」事件 (第二次)

「...本件発明1が解決しようとする課題は、食塩濃度が7～9w／w%と低いにもかかわらず塩味があり、カリウム含量が増加した場合の苦みが低減でき、従来の減塩醤油の風味を改良した減塩醤油を提供することであると認められる。...

本件発明の課題が解決されたというためには、本件明細書において設定した、塩味が3以上、苦みが3以下、総合評価が○以上という評価を達成しなければならないが、本件発明のうち食塩濃度が7.0w／w%の場合に、上記の評価を達成でき課題が解決できることを、本件明細書の記載から認識することはできない。...本件明細書には、調味料や酸味料を含まずに食塩濃度を9w／w%から減少させたときの塩味の評価については何ら示されていない...から、上限値のカリウム濃度は、2w／w%分の塩分濃度の減少を補うに足りるか、その場合の苦みはどうか不明...。」(明細書中の記載から「課題」を認定した。進歩性判断なし。しかし...)

⇒苦味の低減を発明の課題とし、基準を数値(塩味が3以上、苦みが3以下、総合評価が○以上)で認定した。(Cf. 第一次判決はメカニズムを重視した。)¹²

知財高判平成26年(行ケ)第10155号「減塩醤油類」事件 (第二次)

《進歩性に関する、特許権者の主張(裁判所は判断せず)》

「甲9には、『窒素濃度が高いと塩からさも増して感じられている』との記載があるが、これはあくまで通常醤油(食塩濃度14%, 16%, 18%)の極限定された範囲での知見であると理解され、食塩濃度9w/w%以下の減塩醤油には当てはまらない。

イ 臨界的意義

甲1には、食塩濃度7～9w/w%の減塩醤油において、カリウム濃度、窒素濃度及び窒素／カリウムの重量比を特許請求の範囲において特定される範囲内とすることにより、減塩醤油の塩味の増強、カリウムの苦みの抑制、さらに、カリウムが存在する系で窒素濃度による塩味の増強という技術的思想については、何ら開示されていない。...本件発明1は、食塩濃度が7～9w/w%と低いにもかかわらず塩味を十分に感じることができ、かつ、カリウム含量が増加した場合の苦みも低減でき、醤油感に優れた減塩醤油を得ることができるという顕著な作用効果を奏する。

⇒更に、夫々のパラメータ間の関係性と、醤油の塩味・苦みと各成分の相関関係について、追試データや文献が、原告・被告双方から提出されていた。

⇒進歩性判断における、特許権者による「課題」の限定的主張が影響したか?





(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《森》

2. (1) 視点① : 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(数値限定)

知財高判平成28年(行ケ)第10215号「...モールドパウダー」事件

「凝固シェルの厚みは、鋳型直下でのモールドパウダーの鋳片表面からの剥離性及びそれに伴う二次冷却帯での冷却効率のみによって決まるものではなく、モールドパウダーの組成によって異なる凝固温度にも影響される...。...モールドパウダーBがモールドパウダーAと比較してバルジング性湯面変動を抑制することができたのは、モールドパウダーが(1)式及び(2)式を満たす組成であることによるのか否かは、本件明細書の発明の詳細な説明からは、不明である...。」

⇒発明の課題を、パラメータを満たす組成((1)式及び(2)式)により解決したという因果関係が必要である。

(明細書中の記載から「課題」を認定した。進歩性判断なし。しかし、...
進歩性で「(1)式及び(2)式を満たすと格別な効果を奏する」と主張した。)

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(製造方法)

知財高判平成27年(行ケ)第10201号「容器詰飲料」事件

「...実施例・比較例の条件において、L-アスコルビン酸に加え、イソクエルシトリン及びその糖付加物が配合されていることから、L-アスコルビン酸の褐変が生じない(したがって、本件明細書の実施例・比較例の飲料の色調変化には、L-アスコルビン酸の褐変に起因する色調変化は含まれない。)と理解するものとはいえない。...本件訂正発明9～16は、容器詰飲料に含まれるイソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化を抑制することにより、当該容器詰飲料の色調変化を抑制する方法を提供するという課題を解決できるものと、当業者が認識することができるとはいえない。」

⇒ 色調変化を抑制する特定のメカニズムが、課題に含まれている。

(明細書中の記載から「課題」を認定した。請求項9～16は進歩性判断ないが、...

審決を擁護して、「本件明細書の【表1】により、アスコルビン酸を含有するか否かにかかわらず、イソクエルシトリン及びその糖付加物に起因する色調変化の抑制という本件訂正発明9～16の効果を確認することができる。」と主張した。) 15

知財高判平成27年(行ケ)第10201号「容器詰飲料」事件

【請求項2】(物の発明⇒サポート要件○)⇒進歩性も○

「次の成分(A)及び(B): (A) イソクエルシトリン及びその糖付加物 0.03～0.25質量%、(B)炭素数2～7の飲用可能な脂肪族アルコール 0.0004質量%以上1質量%未満を含有し、...成分(A)に対する成分(B)の質量比[(B)/(A)]が0.05～30である、請求項1記載の容器詰飲料。」

(判決文の抜粋)「本件明細書の【0007】によれば、『長期間保存しても色調変化のし難いイソクエルシトリン及びその糖付加物を含有する容器詰飲料を提供すること』が、本件訂正発明2, 5～8の課題である...。」

【請求項9】(方法の発明⇒サポート要件×)

「イソクエルシトリン及びその糖付加物を含有する容器詰飲料の色調変化抑制方法であって、次の成分(A)及び(B)を、(A) イソクエルシトリン及びその糖付加物 0.03～0.25質量%、(B)炭素数2～7の飲用可能な脂肪族アルコール 0.0004質量%以上1質量%未満となるように配合し、pHを2～5に調整する、色調変化抑制方法。」

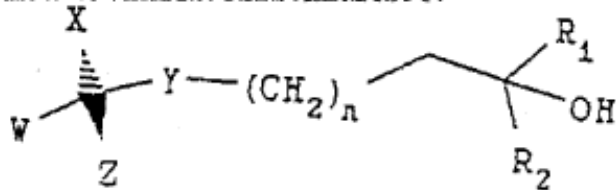
(判決文の抜粋)「本件訂正発明9～16の解決課題は、容器詰飲料に含まれるイソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化を抑制することにより、当該飲料の色調変化を抑制する方法を提供することである...。」

⇒物の発明と製造方法の発明とで、異なる「課題」が認定された。

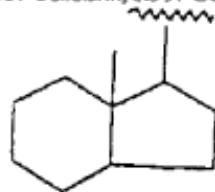
Cf.均等論第1要件 大地平成8年(ワ)第12220号「注射液の調製方法及び注射装置」事件(次頁)

中村合

【請求項13】 下記構造を有する化合物の製造方法であって：



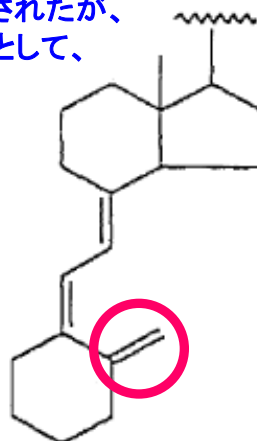
(式中、 n は1～5の整数であり； R_1 および R_2 は各々独立に、所望により置換されたC1～C6アルキルであり； W および X は各々独立に水素またはC1～C6アルキルであり； Y はO、Sまたは NR_3 であり、ここで



R_3 は水素、C1～C6アルキルまたは保護基であり；そして Z は、式：



のCD環構造、式：



のステロイド環構造、または式：

【請求項13】

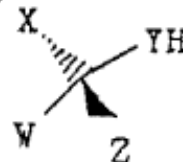
(参考①)
平成22年(ネ)第10089号「食品の包み込み成形方法及びその装置」事件は、物の発明及び方法の発明の両方について、同じ論旨で均等侵害が認められた。

(参考②)
均等侵害が、物の発明については否定されたが、方法の発明については認められた事例として、大地平成8年(ワ)第12220号「注射液の調製方法及び注射装置」事件がある。

⇒同事件においては、本質的部分が、物の発明については「構成」であり、方法の発明については「方法」であると認定された上で、結論が分かれた。

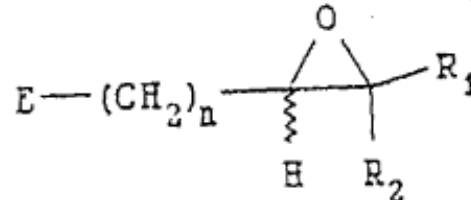
⇒「方法の発明」の方が、均等論が認められ易い場合もあるかもしれない。

のビタミンD構造であり、 Z の構造の各々は、1以上の保護または未保護の置換基および/または1以上の保護基を所望により有していてもよく、 Z の構造の環はいずれも1以上の不飽和結合を所望により有していてもよい)

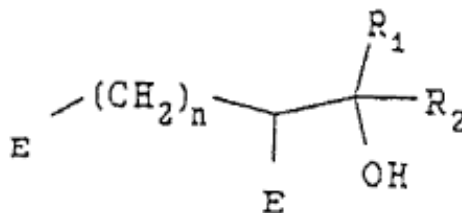


(a) 下記構造：

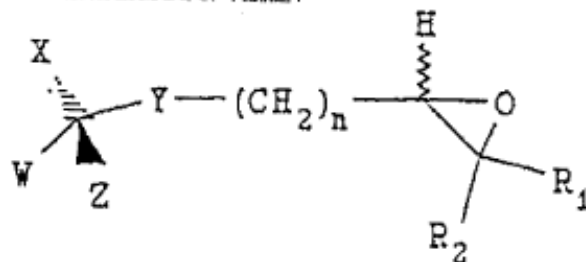
(式中、 W 、 X 、 Y および Z は上記定義の通りである)
を有する化合物を塩基の存在下で下記構造：



または



(式中、 n 、 R_1 および R_2 は上記定義の通りであり、そして E は脱離基である)
を有する化合物と反応させて、下記構造：



を有するエポキシド化合物を製造すること；

(b) そのエポキシド化合物を還元剤で処理して化合物を製造すること；および(c) かくして製造された化合物を回収すること；を含む方法。



(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《高部》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(数値限定)

知財高判平成27年(ネ)第10010号「強磁性材スパッタリングターゲット」事件

「...定性的には、球形の合金相(B)中にCrの濃度が低い領域と高い領域の存在により生じた濃度変動があれば、あるいは、球形の合金相(B)中に析出物としてCrが存在すれば、ターゲットの透磁率は低くなると解することは可能であるものの、球形の合金相(B)が存在するだけで、漏洩磁束をどの程度高められるかについては明らかではなく、必要とする程度に漏洩磁束を高めるには、球形の合金相(B)のCrの濃度変動の程度をも考慮せざるを得ないというべきである。

本件訂正は、球形の合金相(B)内においてCrの濃度変動があることを特定するものの、その濃度変動の程度を特定するものではない。...当業者が本件訂正発明2の課題を解決できると認識できる範囲のものということとはできない。...

※対応するH27(行ケ)10261は、訂正要件○/サポート要件×

⇒「必要とする程度に漏洩磁束を高める」ことが、課題とされた。

(明細書中の記載から「課題」を認定した。進歩性で、効果を主張し過ぎてない。)

*H27(行ケ)10261～「中心部がCr25mol%以上」と限定した請求項4は、サポート要件○。

http://www.eng.u-hyogo.ac.jp/msc/msc5/2010v/research_sputtering.htm



(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《鶴岡》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(物の構成)

知財高判平成27年(行ケ)第10231号「黒ショウガ成分含有組成物」事件

【請求項1】黒ショウガ成分を含有する粒子を芯材として、その表面の一部又は全部を、ナタネ油あるいはパーム油を含むコート剤にて被覆した...

「当業者は、本件明細書の実施例の記載から、『黒ショウガ成分を含有する粒子』が、パーム油あるいはナタネ油と混合、**懸濁された状態とするのではなく、パーム油あるいはナタネ油により被覆された状態とすることにより、本件発明の課題を解決することができると認識する...**

...本件発明には、『黒ショウガ成分を含有する粒子』の表面の僅かな部分を『油脂を含むコート剤』で被覆した態様が包含されている...から、このような態様についてのサポート要件を検討することが不当で...ない...

⇒ 懸濁状態でなく、被覆状態とすることが、課題解決手段とされた。

⇒ 表面の僅かな部分を被覆した態様では、課題解決×。

(明細書中の記載から「課題」を認定した。進歩性判断なし。しかし、...進歩性で、「被覆されていない黒ショウガ原末(...)を摂取した場合と比べて...」と主張した。)

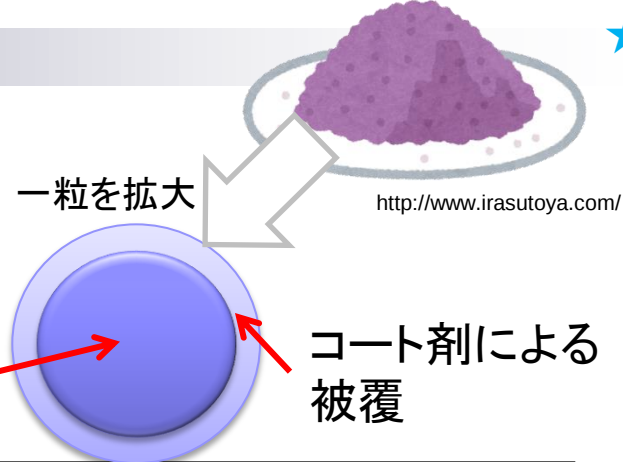
知財高判平成27年(行ケ)第10231号 ⇒発明の詳細な説明(実施例)

実施例の開示

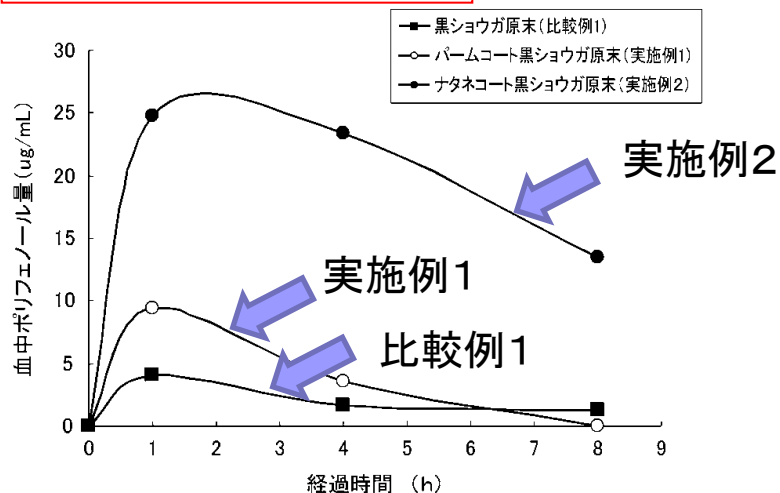
〔実施例1〕 パーム油でコートした黒ショウガの根茎の乾燥粉末(黒ショウガ原末)をコーン油と混合して150mg/mLに調製し、ボルテックスを用いて懸濁した。

〔実施例2〕 黒ショウガ原末をナタネ油でコートした以外は、実施例1と同様。

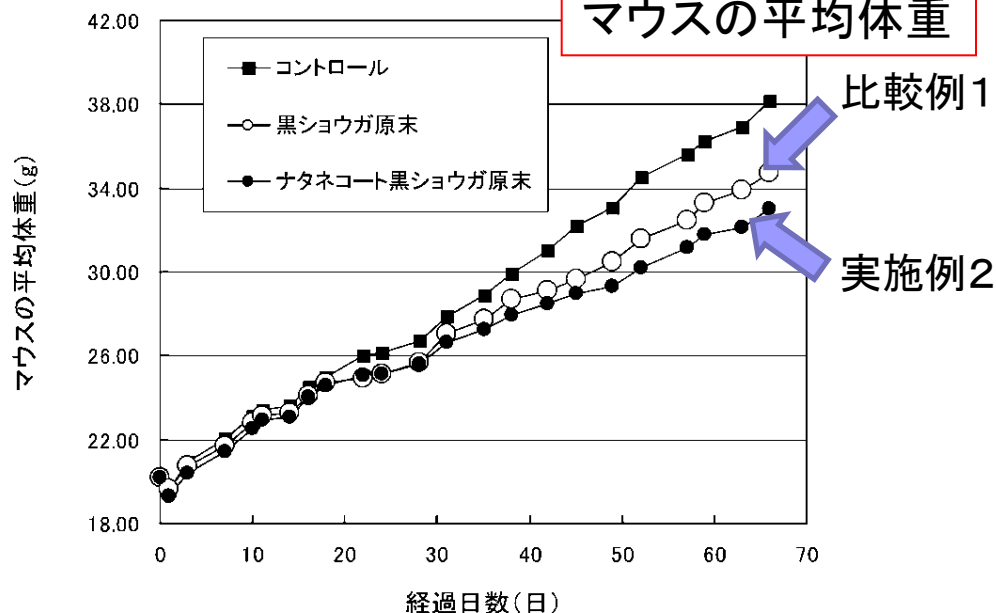
〔比較例1〕 黒ショウガ原末をコーン油と混合して150mg/mLに調製し、ボルテックスを用いて懸濁した。



血中ポリフェノール量



マウスの平均体重





(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《森》

2. (1) 視点① : 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(数値限定)

知財高判平成28年(行ケ)第10147号「トマト含有飲料」事件

「甘み」、「酸味」及び「濃厚」という風味の評価試験をするに当たり、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量を変化させて、これら三つの要素の数値範囲と風味との関連を測定するに当たっては、少なくとも、①「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるのが、これら三つの要素のみである場合や、影響を与える要素はあるが、その条件をそろえる必要がない場合には、そのことを技術的に説明した上で上記三要素を変化させて風味評価試験をするか、②「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与える要素は上記三つ以外にも存在し、その条件をそろえる必要がないとはいえない場合には、当該他の要素を一定にした上で上記三要素の含有量を変化させて風味評価試験をするという方法がとられるべきである。」

※訂正要件○/サポート要件×

⇒ 課題は、①甘味、②トマトの酸味抑制、③濃厚な味わい

⇒ 数値範囲の下限でも課題(③)を解決できると認識できない。

(明細書中の記載から「課題」を認定した。進歩性判断なし。しかし??)

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(数値限定)

知財高判平成28年(行ケ)第10147号「トマト含有飲料」事件

〔構成要件A〕糖度9.4～10.0 ⇔ 【課題①】フルーツトマトのような甘味

〔構成要件B〕糖酸比19.0～30.0 ⇔ 【課題②】トマトの酸味を抑制

〔構成要件C〕グルタミン酸及び

アスパラギン酸の含有量の

合計が0.36～0.42重量%

?

【課題③】濃厚な味わい

粘度

⇒ 課題は、①甘味、②トマトの酸味抑制、③濃厚な味わい

※補正前は、糖度を上げて酸味を抑制すると高粘度になるという問題を〔A〕糖度と〔B〕糖酸比を調整して抑制することを課題としていた。（〔C〕は補正で追加した。）

※構成要件Cについて、「グルタミン酸及びアスパラギン酸が旨味成分であることは技術常識」とする拒絶理由に対し、構成要件A及びBと相俟って課題①②及び③を意見書で主張して、特許査定を得た。⇒進歩性判断と「課題」の平仄が合っている。

※複数のパラメータと複数の「課題」とが一対一対応の場合、進歩性判断が厳しい。

東京地判平成27年(ワ)第1025号「...ビールテイスト飲料」事件《長谷川》

*パラメータ同士に関連性がなければ、公然実施発明から、相違点である特定のパラメータのみを抽出して認定してもOK!! ⇒ 進歩性×。

「原告は、本件発明は**エキス分の総量**、**pH**及び**糖質の含量**の各数値範囲と飲み応え感及び適度な酸味付与という効果の関連性を見いだしたことを技術思想とするものであり、公然実施発明1はこのような技術思想を開示するものではないから、オールフリーの多数の分析項目の中からエキス分の総量、pH及び糖質の含量のみを抜き出して公然実施発明1を特定することは許されず、エキス分の総量、pH及び糖質の含量をひとまとまりの構成として相違点を認定すべきである旨主張する。...

本件発明は、特許請求の範囲の記載上、エキス分の総量、pH及び糖質の含量につき数値範囲を限定しているが、各数値がそれぞれ当該範囲内にあれば足りるのであり、**これらが相互に特定の相関関係を有することは規定されていない**。また、本件明細書の発明の詳細な説明の欄をみても、例えば、エキス分の総量が0.5重量%であるときはpHをどの範囲とし、これが2.0重量%であるときはpHをどの範囲とするのが望ましいなどといった記載は見当たらず、...

《芝田》

知財高判平成24年(行ケ)第10275号「窒化物系半導体レーザ素子」事件

*相違点同士に技術関連性がなければ、別々の副引例を組み合わせ、進歩性を否定できる。⇒「容易の容易」の射程範囲外となるパターン。



(委任省令違反(特許法施行規則24条の2)、サポート要件)審決○⇒判決× 《森》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(物の構成)

知財高判平成29年(行ケ)第10029号「...ケン化物ペレット群...」事件

「ロングラン成形により発生するゲルと区別できるかどうかは、明らかでないというほかない。...そうすると、本件発明における『EVOH層の界面での乱れに起因するゲル』の意義は明らかでないというほかない、本件特許出願時の技術常識を考慮しても、『成形物に熔融成形したときにEVOH層の界面での乱れに起因するゲルの発生がなく、良好な成形物が得られ』るという本件発明の課題は、理解できない...。したがって、本件明細書の記載には、本件発明の課題について、当業者が理解できるように記載されていないから、『特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。』と定める特許法施行規則24条の2の規定に適合するものではない。」

(サポート要件)【請求項6】審決○⇒判決× 《鶴岡》 (【請求項1】は、明確性要件×)★

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者敗訴～「課題」を下位概念として具体的に認定した事例(物の構成)

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(物の構成)

知財高判平成28年(行ケ)第10059号「携帯用電気切断機」事件

「①の効果は...凸部69A...が小さくなることをいうものである。しかし, ...縦置き基板を収容するためにモータ収容部2aが大きくならざるを得ないことを考えると, 前記①の効果は, 一概に小型化に寄与するといってよいか定かではない。...

②の効果は, 冷却の目的に関わるものである。...ブラシレスモータの...側方に縦置き基板を設置することにより, かえってモータの固定子の発熱の影響を受けやすくなることも予想される。そうすると, 制御回路30を縦置き基板としたとしても, 必ずしも冷却の目的を達成できるとは認識し得ない。」

【請求項6】...回路基板は, 前記モータの側方位置において, 前記モータの回転軸と平行に延びるように配置されている...請求項1又は2記載の携帯用電気切断機

⇒明細書に“複数の課題(効果)”が記載されている場合に、当業者が、両方の課題を解決できると認識できる必要があることが前提。(次頁参照)

(明細書中の記載から「課題」を認定した。進歩性判断なし。)

(サポート要件)審決○ ⇒ 判決○ 《清水》

2. (1) 視点① : 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者勝訴～「課題」上位概念として抽象的に認定した事例(数値限定)

知財高判平成26年(行ケ)第10016号「マイクロ波利用のペプチド合成」事件

「本件明細書は...『2つの欠点』のうち、固相ペプチド合成の『必要な時間の長さ』の点を特に重視して本件発明の解決すべき主要な課題に据え、『凝集』の点は、副次的な課題として位置付けているとみるのが相当である。...当業者は、発明の詳細な説明の記載から、本件発明が、「凝集」という副次的な発明の課題を解決できることも認識し得るものであり、具体的な反応温度や加熱時間等が明示されていないことによって、サポート要件が直ちに否定されるわけではない。

⇒副次的な課題につき、サポート要件を緩やかに認めた。

Cf.前頁知財高判平成28年(行ケ)第10059号「携帯用電気切断機」事件

(サポート要件) 審決× ⇒ 判決○ 《塩月(判決言渡しは、退官後)》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者勝訴～「課題」を上位概念として抽象的に認定した事例(数値限定)

※権利者勝訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要はない(数値限定)

知財高判平成24年(行ケ)第10387号「...臭化アルカン溶媒」事件

「審決は、...下限値が記載されておらず、当然にその効果を奏さないような、安定剤をごくわずかしかならないような配合量についての発明が...形式上含まれることをもって...サポート要件を満たさないと判断した。しかし、本件発明は、...臭化n-プロピルと安定剤の最良の組合せを見出すことを発明の課題とするものであって、...配合比の最適化を発明の課題とするものではないので、...安定剤系として選択される物質の配合量の下限値が特定された記載されていないことを根拠に...サポート要件を満たさないとすることはできない。

⇒課題は、(○)物質の組み合わせであって、(×)配合比ではない!!

Cf.(後出)知財高判平成20年(行ケ)第10484号「無鉛はんだ合金」事件

(サポート要件) 審決× ⇒ 判決○ 《鶴岡》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者勝訴～「課題」上位概念として抽象的に認定した事例(数値限定)

知財高判平成28年(行ケ)第10222号「焼鈍分離剤用酸化マグネシウム」事件

「...本件審決は...CAA 値について何ら特定のない酸化マグネシウムにおいて、本件微量成分含有量及び本件モル比のみの特定をもって直ちに本件課題を解決し得るとは認められないとする。...しかし、...本件特許の出願当時、フォルステライト被膜の性能改善という課題の解決を図るに当たり、焼鈍分離剤用酸化マグネシウムに含有される微量元素の含有量に着目することと、CAA 値に着目することとが考えられるところ、当業者にとって、いずれか一方を選択することも、両者を重疊的に選択することも可能であったと見るのが相当である...

⇒発明の課題解決原理は、①微量元素の含有量に着目、②CAAに着目のうち一方を選択可能であった。⇒①はサポートされている。

(※明細書に“複数の課題(効果)”が記載されていた事案ではない!!)

(サポート要件) 審決× ⇒ 判決○ 《高部》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者勝訴～「課題」を上位概念として抽象的に認定した事例(物の構造)

知財高判平成28年(行ケ)第10278号「ピタバスタチンカルシウムの新規な結晶質形態」事件

「本件明細書には、ピタバスタチンカルシウムは高コレステロール血症の患者の処置に用いられ、その異なる多形は、薬学的特性に影響を与えるところ、本件発明1は、構成要件AないしEで特定されるピタバスタチンカルシウムの新規な結晶多形を見出したものであると説明されている。したがって、**本件発明1の課題は、構成要件AないしEで特定されるピタバスタチンカルシウムの結晶多形を提供するもの**....」

本件明細書の記載及び技術常識に照らし、当業者は、構成要件AないしEで特定されるピタバスタチンカルシウムの結晶多形を**製造できる**と認識することができる。...
よって、当業者は、本件明細書の記載及び技術常識に照らし、構成要件AないしEで特定されるピタバスタチンカルシウムの結晶多形を提供するという本件発明1の課題を解決できると認識できるというべきである。」

***発明の課題は、(構成要件A~Eで特定される)クレームどおりの物を提供すること。
(実施可能要件と同じになる。新規物質だから? ⇒物自体に新規性・進歩性あり?)**

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決○ 《森》

2. (1) 視点①: 「課題」を下位概念として具体的に認定するか否か

※権利者勝訴～「課題」を上位概念として抽象的に認定した事例(数値限定)

知財高判平成28年(行ケ)第10269号「...甘味料組成物」事件

【請求項2】 甘味料組成物を調製するための羅漢果エキスであって、モグロサイドV、モグロサイドI V、11-オキソーモグロサイドVおよびシアメノサイドIの合計含有量が、35重量%以上である、羅漢果エキス。

「本件明細書には、4成分合計含有量が35.10重量%～60.80重量%であるサンプルH～Jが、ショ糖の甘味質と類似した優れた甘味質を示す水溶液であることが開示されている上、4成分合計含有量が60.80重量%を超える範囲においては、本件4成分のいずれかを増加させることになるところ、...本件4成分は、いずれも、本件味覚9要素のいずれにおいてもショ糖との乖離の程度は小さく、ショ糖と類似した優れた甘味質を有することが開示されているから、本件明細書に接した当業者は、4成分合計含有量が35重量%以上の羅漢果エキスは、ショ糖よりも少量で、ショ糖と同等の甘味強度を得ることができ、ショ糖と類似した優れた甘味質を示すものと理解することができる。」

★官能試験に基づくサポート要件○。

Cf. 森裁判長の平成28年(行ケ)第10147号「トマト含有飲料」と、当事者の主張を要対比

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決×

2. (2) 視点②: クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(数値限定)

東京地判平成18年(ワ)第10448号「エアーフィルター用不織布」事件

「...詳細な説明には, ...Ra値を60 μ mとすることで, 従来の不織布に比べ大幅にフィルター機材の毛羽立ちを抑制し, 逆にRa値が60 μ mを超すと, フィルター基材の毛羽立ちが幾何級数的に大きくなっていき, エアーフィルターとして適さなくなることを見出してされたものと記載されている。しかし, ...実験の結果によれば...60 μ m以下...であっても, 毛羽立ちの特性が悪いものがあり, さらに, 技術常識に照らしても, 発明の詳細な説明の内容を, 特許請求の範囲に記載された範囲について, 一般化することができない。」

⇒効果を奏しないものが請求項に含まれていることを実験で示した。

Cf.平成18年(行ケ)10232「低融点光学ガラス」は、効果を奏しないものが請求項に含まれていたが、例外的な事例として、実施可能要件を認めた。(サポート要件は、判断対象外³²)

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決×

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(数値限定)

東京地判平成19年(ワ)第10308号「被覆硬質部材」事件

「本件発明1の課題は...皮膜の結晶配向性を最適にすることにより皮膜と基体との密着性を向上させて耐摩耗性, 耐欠損性に優れた被覆硬質部材の提供を目的とするところにあると認められ, ...Ia値を2.3以上とすることが同目的を達成するために有効であることが客観的に開示される必要がある...。...何ゆえ, そのような値であると皮膜の特性が良くなるのかにつき, 因果関係, メカニズムは一切記載されておらず..., 実施例として開示されたIa値は...2.3から3.1までという非常に限られた範囲の4例だけであり, これらの実施例をもって, 上限の定まらないIa値2.3以上の全範囲にわたって, 本件発明の課題を解決し目的を達成できることを裏付けているとは到底いうことができない。」※作用機序(因果関係、メカニズム)の記載なし⇒×

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決×

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(物の構造)

知財高判平成20年(行ケ)第10357号「レベルシフタ」事件

「**本願発明は...**請求項1記載の電氣的な接続関係を有する同請求項記載の各構成要素を有し、これらの構成要素が半導体基板において相互に分離されていない近接した位置に存在する発明(以下「**近接配置された本願発明**」という。)を含む...。

...近接配置された本願発明については、当業者において上記課題が解決されるものと認識することができることを窺わせる記載は...発明の詳細な説明に何ら存在せず...、本願当時の当業者の技術常識に照らし、当業者において、そのように認識することができたものと認めるに足る証拠もない。...」※ H17(行ケ)10137同旨

⇒あらゆる配置(構成)で、課題が解決できると認識できる必要あり

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《芝田》

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(物の構造)

知財高判平成24年(行ケ)第10151号「高強度高延性容器用鋼板」事件

【請求項1】 重量%で、C:0.005～0.040%を含有し、JIS5号試験片による引張試験における0.2%耐力が430MPa以上、全伸びが15%以下で、10%の冷間圧延前後のJIS5号試験片による引張試験における0.2%耐力の差が120MPa以下で、引張強度と0.2%耐力の差が20MPa以上であることを特徴とする板厚0.4mm以下の高強度高延性容器用鋼板。

「本件訂正発明に係る容器用鋼板は、C:0.005～0.040%を含有し、容器に用いられるものである限り、各種の成分及び組成範囲を有する鋼板を包含する...」
 ...発明の詳細な説明には、上記イ以外の成分及び組成範囲を有する鋼(例えば...)を用いて製造された鋼板が、『JIS5号試験片による引張試験における0.2%耐力が430MPa以上、全伸びが15%以下』及び『10%の冷間圧延前後のJIS5号試験片による引張試験における0.2%耐力の差が120MPa以下で、引張強度と0.2%耐力の差が20MPa以上』を満た(す)ことについては、何ら開示されていない。...」
 ⇒炭素の重量%のみを限定した「合金」が、明細書に記載された組成以外でもクレーム所定の数値限定を満足することがサポートされていない

【注意】課題、効果(特性)の記載が、発明特定事項でないことが前提とされている。

※課題をクレームアップすることで、サポート要件を満たすか？

⇒平成24年(行ケ)第10151号「高強度高延性容器用鋼板」事件は、課題、特性(≡効果)の記載が発明特定事項でないことを前提とした。

平成28年(行ケ)第10189号「光学ガラス」事件《鶴岡》審決×⇒判決○は、数値限定発明も、実施例を超えた範囲のサポート要件を実質的に判断すべきとして無効審決を取り消したが、一般論として、クレームされた組成がクレームアップされた課題を高い蓋然性で満たすと認識できる必要があるとした。(※この裁判例は、特許庁審判部においても...)

【請求項1】屈折率(nd)が1.78以上1.90以下、アッベ数(vd)が22以上28以下、部分分散比(θ_g , F)が0.602以上0.620以下の範囲の光学定数を有し、質量%の比率で...であることを特徴とする光学ガラス。

「本願発明に係る特許請求の範囲...の記載は、光学ガラスを本願組成要件及び本願物性要件によって特定する...。...サポート要件に適合するものといえるためには、...本願組成要件で特定される光学ガラスが高い蓋然性をもって本願物性要件を満たし得るものであることを、発明の詳細な説明の記載や示唆又は本願出願時の技術常識から当業者が認識できることが必要というべきである。...」³⁶

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《清水》

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(物の構造)

知財高判平成27年(行ケ)第10026号「回転角検出装置」事件

「訂正発明1の特許請求の範囲の特定では、訂正発明1の前提とする課題である『熱変形により縦長形状のカバーの長手方向が短尺方向に比べて寸法変化(位置ずれ)が大きくなること』に直面するか否かが不明であり、結局、上記課題自体を有するものであるか不明である。…仮に、磁石と磁気検出素子とのずれが、短尺方向に大きく生じる場合においては、…訂正発明1の課題解決手段である『磁気検出素子をその磁気検出方向と縦長形状のカバーの長手方向が直交するよう配置』したとしても、出力変動は抑制されず、回転角の検出精度も向上しない。よって、訂正発明1は、上記課題を認識し得ない構成を一般的に含むものであるから、…サポート要件を充足するものとはいえない。」

⇒あらゆる配置(構成)で、課題が解決できると認識できる必要あり

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《森》

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(物の構造)

知財高判平成28年(行ケ)第10064号「...重合体フィルム」事件

「...明細書の記載に加え、本件出願日当時の技術常識に照らし、当業者が常温長期保管時の黄変の機序を...認識し得...ない。...

当業者が...実施例において...黄変の抑制効果が得られたことが開示されていることに接した場合、本件訂正発明1の『ノニオン系界面活性剤(B)』であれば、その種類を問わず、ノニオン系界面活性剤の含有量の数値範囲を...とし、PVA系重合体フィルムのpHの数値範囲を... とすることにより、常温長期保管時の黄変を抑制し得るPVA系重合体フィルムを提供するという本件訂正発明1の課題が解決できることを認識することができるとは認められない。...」

⇒クレームに含まれるすべての物質(種類)について、当業者が、発明の課題を解決できると認識できる必要がある。

(サポート要件) 審決○ ⇒ 判決× 《佐藤》

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者敗訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要がある(物の構造)

東京地判平成27年(ワ)第23087 号「抗ウイルス剤」事件

「原告は、本件明細書には本件特許化合物の薬理データの記載はないものの...『化合物C-71』の化学構造の一部が異なるにすぎない『化合物C-26』...のデータが存在することを指摘する。しかし、
一般に、化合物の化学構造の類似性が非常に高い化合物であっても、
特定の性質や物性が全く類似していない場合があ...る....」

インテグラーゼ阻害剤において、RAのアミドと1, 3, 4-オキサジアゾールが配位子として機能し、それらが相互に置換可能であることが本件出願当時の技術常識であったと認めるに足りる証拠はない。」

⇒医薬用途発明で、薬理データ(実施例)がない物質について、
実施可能要件×、サポート要件も同じ理由で×。



(サポート要件) 審決× ⇒ 判決○

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者勝訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要はない(数値限定)

知財高判平成20年(行ケ)第10484号「無鉛はんだ合金」事件

「本件優先権主張日前に『Snを主として、これに、CuとNiを加える』ことによって『金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した』発明(又はそのような発明を容易に想到し得る発明)が存したとは認められないから、本件発明1の特徴的な部分は、『Snを主として、これに、CuとNiを加える』ことによって『金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した』ことにあり、CuとNiの**数値限定は、望ましい数値範囲を示したものにすぎない**から...具体的な測定結果をもって裏付けられている必要はないというべきである。」

※数値限定は、望ましい範囲を示しただけ ⇒ サポート要件は緩い。

*H20(行ケ)10065、H19(行ケ)10147、H21(行ケ)10246、H24(行ケ)10387同旨

Cf.平成26年(行ケ)第10016号も、副次的課題に関する開示は緩やかに認めた。

(サポート要件) 審決× ⇒ 判決○

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者勝訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要はない(物の構造)

知財高判平成23年(行ケ)第10010号「ヒートポンプ式冷暖房機」事件

「特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された実施例とは異なる条件で実施された場合にあっては、発明の詳細な説明に記載された効果を奏しないことがあることは想定されるのであって、**全ての設計条件、環境条件の下で常にその効果が奏するものでないから**といって、発明の詳細な説明には、当業者において、特許請求の範囲に記載された発明の課題が解決されるものと認識し得る程度の記載がないとして、**サポート要件が否定されるべきものとはいえない。**」

⇒実施例以外の全ての条件下で効果を奏する必要はないとされた。

(サポート要件) 審決× ⇒ 判決○ 《滝澤》

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者勝訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要はない(数値限定)

知財高判平成23年(行ケ)第10254号「減塩醤油類」事件(第一次)

「本件明細書に接した当業者は、本件発明1において、食塩濃度が7w/w%台の減塩醤油であって、カリウム濃度が本件発明で特定される範囲で下限値に近い場合には、塩味が十分に感じられない可能性がある」と理解すると同時に、このような場合には、カリウム濃度を本件発明1で特定される範囲の上限値近くにより、減塩醤油の塩味を強く感じさせることができると理解する...。」

⇒当業者が作用機序(メカニズム)を理解できることが重視された。

⇒ H26(行ケ)10155は、同じ特許発明について、サポート要件×

⇒後述する、発明の「課題」の捉え方が異なるか・・・？

(サポート要件) 審決× ⇒ 判決○ 《高部》

2. (2) 視点② : クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要性

※権利者勝訴～クレームの全範囲で「課題」を解決できる必要はない(数値限定)

知財高判平成26年(行ケ)第10254号「青果物用包装袋」事件

「原告は、本件発明1がその特許請求の範囲の全領域において、全ての青果物について良好な鮮度保持効果を有するとはいえないことの根拠として、**原告の行った実験結果...**を挙げる。しかし、このうち、甲13、22及び23の実験は、それぞれ本件発明1の『青果物100gあたりの切れ込みの長さの合計が0.08mm以上17mm以下である』構成の**下限値付近の実験例1例を示すものにすぎず**、これらの実験結果をもって、前記...の認定を左右するに足りない...。」

⇒ 下限値付近で効果がない場合があっても、サポート要件○

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

進歩性(特許法29条2項)

主引用例に副引用例を組み合わせることにより進歩性を否定する論理付けでは、**主引用例と副引用例との課題の共通性**が問題となり、各発明の課題が共通であれば、動機付けが認められやすい。

裁判例多数(省略)

本件発明と主引用例との課題の共通性も、進歩性否定に資する。

知財高判平成20.12.25 平成20年(行ケ)第10130号「レーダ」事件

知財高判平成21.1.28 平成20年(行ケ)第10096号「回路用接続部材」事件

知財高判平成22.5.27 平成21年(行ケ)第10361号「耐油汚れの評価方法」事件

知財高判平成23.11.30 平成23年(行ケ)10018「うつ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用」

知財高判平成25.3.21 平成24年(行ケ)第10262号「ガラス熔融物を形成する方法」事件

知財高判平成25.3.6 平成24年(行ケ)第10278号「換気扇フィルター及びその製造方法」事件

知財高判平成26.7.17 平成25年(行ケ)第10242号「照明装置」事件

知財高判平成28.11.16 平成28年(行ケ)第10079号「タイヤ」事件

その他、裁判例多数

本件発明と副引用例との課題の共通性も、進歩性否定に資する。

知財高判平成28.3.30 平成27年(行ケ)第10094号「ロータリ作業機のシールドカバー」事件

⇒いわゆる「容易の容易」という論点である。⁴⁴

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

拡大先願(特許法29条の2)

・知財高判平成27年(行ケ)第10028号「照明装置」事件

「光源と拡散板の距離を長くすることにより、光の均一性を高めることができるが...**先願発明は**, レンズ及び拡散板により既に光の均一化を図っているから, 光源から拡散板までの距離を光源間の距離より大きくすることによって**光の均一化を図ろうとする課題がない**。...
先願発明に...相違点に係る本件発明の構成を付加する必要がない。」

・知財高判平成24年(行ケ)第10433号「太陽電池用平角導体」事件

「...本願発明は, ...セルの反りを減少させるものである。これに対し, 先願基礎発明は, ...半導体基板にクラックが発生するのを防止する
というものである。そうすると, ...**両発明の課題が同一であるということとはできない**。」 ⇒周知・慣用技術の付加・転換ができない理由となる。

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

実施可能要件(特許法36条4項)

知財高判平成20年(行ケ)第10199号「組ブロック具」事件

「原告は...経験則ないし技術常識に基づいて、本願発明の構成から、本願発明に係る具体的な種々の組ブロック具を創作できると主張する。しかし、...**発明の詳細な説明は、本願発明における課題解決手段を基礎付ける具体的な構成を決定するための指針を何ら記載していない**以上、当業者は、これを具体化するに際して、独自の創作を強いられることになるのであって、実施可能要件を充足することはできない。」

(参考)サポート要件○、実施可能要件×の裁判例

知財高判平成22年(行ケ)第10153号「接着剤」事件

＜理由＞GPC測定に用いられたカラム及び溶媒が特定されておらず、それらにより測定結果が異なり、明細書の記載から、当業者が一般的な通常の測定条件によって測定されたものと理解できない。

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

実施可能要件(特許法36条4項)

《高部》

知財高判平成27年(行ケ)第10249号「...葉酸代謝拮抗薬...」事件

「丙事件原告は、サポート要件違反と同じ理由により、本件明細書の記載は実施可能要件に反する旨主張するが、本件明細書の発明の詳細な説明の記載が**実施可能要件**を充足するか否かは、当業者が、同記載及び出願時の技術常識に基づき、過度の試行錯誤を要することなく、その物を生産し、かつ、使用することができる程度の記載があるか否かの問題である。他方、サポート要件は、特許請求の範囲の記載要件であり、本件特許請求の範囲の記載が**サポート要件**を充足するか否かは、本件特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された説明であり、同記載及び出願時の技術常識により当業者が本件発明の課題を解決できると認識し得るか否かの問題であり、実施可能要件とは異なる。よって、丙事件原告の上記主張は、それ自体失当である。」

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

委任省令違反(特許法施行規則24条の2)

《森》

知財高判平成29年(行ケ)第10029号「...ケン化物ペレット群...」事件

「ロングラン成形により発生するゲルと区別できるかどうかは、明らかでないというほかない。...そうすると、本件発明における『EVOH層の界面での乱れに起因するゲル』の意義は明らかでないというほかない、本件特許出願時の技術常識を考慮しても、『成形物に溶融成形したときにEVOH層の界面での乱れに起因するゲルの発生がなく、良好な成形物が得られ』という本件発明の課題は、理解できない...。したがって、本件明細書の記載には、本件発明の課題について、当業者が理解できるように記載されていないから、『特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。』と定める特許法施行規則24条の2の規定に適合するものではない。⁴⁸」

⇒サポート要件も×

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

明確性要件(特許法36条6項2号)

・知財高判平成19年(行ケ)第10403号「着脱式デバイス」事件

⇒明確性要件は、「**発明の技術的課題を解決するために必要な事項が請求項に記載されているか**」否かにより判断される。

・知財高判平成21年(行ケ)第10329号「溶剤等の攪拌・脱泡方法」事件

⇒明確性要件は、「**課題を達成するための構成が不明瞭となるもの**」であるか否かにより判断される。

・知財高判平成23年(行ケ)第10097号「フェイス・ボウ」事件

⇒明確性要件は「**課題を解決するための手段が...記載されて**」いるか否かにより判断される。

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

間接侵害(特許法101条2号、5号)

「特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつて**その発明による課題の解決に不可欠なもの**につき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為」(2号)

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

特許権移転登録手続請求(発明者の確定、冒認)

大阪地判平成28年(ワ)第8468号「臀部拭き取り装置」事件

「原告第1出願に係る発明と本件特許発明1とは、解決しようとしている抽象的な課題は共通していても、その課題の生ずる具体的な原因の捉え方が異なっており、そのために、具体的な課題の捉え方や、課題解決の方向性や主たる手段も異なることになったと認められる。

・・・原告から被告代表者に対して便座昇降機を用いない臀部拭き取り装置を開発するという程度の抽象的な課題の示唆はあったのではないかと考えられるが、そのような抽象的な課題の示唆をしただけでは原告が本件特許発明1の発明者であるとは認められないし、前記のような両者の課題解決の方向性の相違からすると、抽象的課題の示唆を超えて課題解決手段の着想までの教示があったとまで認めるのは困難である。」

⇒特許権移転登録手続請求 ×

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

新規事項追加(特許法17条の2第3項)

「ソルダーレジスト事件」大合議判決(=審査基準)

**「…このようにして導かれる技術的事項との関係において、
新たな技術的事項を導入しないもの」の判断基準は？**

⇒上位概念化は、補正・分割事項と、発明の課題との関係が重要!!

(明細書における構成の開示で、決まるものではない。)

⇒実施例を上位概念化して減縮補正・訂正する場合も同じ!!

(幾つかの裁判例)

※補正事項が、発明の課題との関係で本質的(必要不可欠な要素)でない場合は明細書に明示的な記載がなくても補正・分割が認められ易い。

(知財高判平成26年(行ケ)第10087号「ラック搬送装置」事件)

※課題及び課題解決手段が共通する範囲で、当初明細書の開示を認めた。

(東京地判平成23年(ワ)第32776号「発光ダイオード」事件)

※開示された技術が、上位概念化された発明全体に共通すれば、補正OK。

(知財高判平成25年(行ケ)第10330号「揺動型遊星歯車装置」事件)

知財高判大合議平成18年(行ケ)第10563号

「ソルダーレジスト事件」大合議判決～訂正を認めて特許法29条の2違反の無効理由がないとした、無効不立審決を維持した。

(判旨抜粋)

「『明細書又は図面に記載した事項』とは、当業者によって、明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、**新たな技術的事項を導入しない**ものであるときは、当該補正は、『明細書又は図面に記載した事項の範囲内において』するものといえることができる。…」

⇒「…このようにして導かれる技術的事項との関係において、**新たな技術的事項を導入しないもの**」とは？ ⇒次頁参照

【審査基準】

「『当初明細書等に記載した事項』との関係において新たな技術的事項を導入するものでなければ、その補正は許される。…例えば…削除する事項が発明による課題の解決には関係がなく、任意の付加的な事項であることが当初明細書等の記載から明らかである場合には、この補正により新たな技術上の意義が追加されない場合が多い。

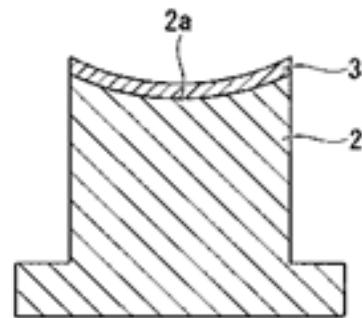
(審査基準の附属書A)

事例7: 上位概念化～クレーム文言を削除する補正【結論○】

補正前のクレーム 「…凹面状の成形面…」

補正後のクレーム 「…~~凹面状の成形面~~…」

⇒補正後のクレームは、「凹面状の成形面」も、「凸面状の成形面」も、両方含む。



[説明] 本願の発明が解決しようとする課題は、光学素子用成形型の表面に被覆する被覆膜を改良することで、高温下での離型性や耐久性に優れた光学素子用成形型を提供することであって、光学素子用成形型の成形面の形状は、このような課題の解決には直接関係しない。そのため、上記課題を解決する手段として、成形型の成形面の形状は必要不可欠な要素とはいえず、本願発明にとって任意の付加的な要素であって、新たな技術的事項を導入するものではない。」

＜注意＞この論理で下位概念化しても、結局は進歩性×となるから意味が無い。
⇒上位概念化して、発明の技術的範囲を広げる(た)ケースにおいて、有用な論理!!

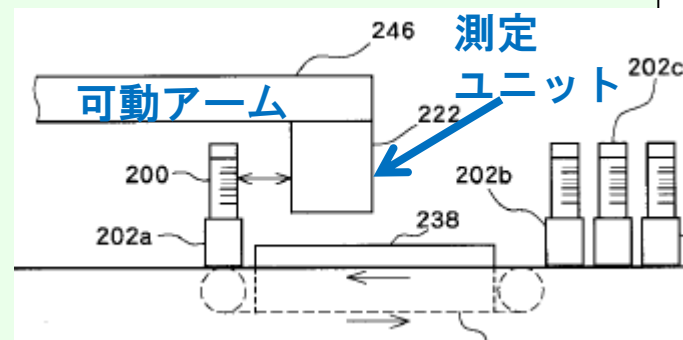
知財高判平成26年(行ケ)第10087号「ラック搬送装置」事件

※補正〇: (測定ユニットを)「懸下」⇒「保持」(上位概念化)

(判旨抜粋)

「本件明細書の記載を見た当業者であれば、

可動アームに測定ユニットをどのように取り付けるかは、
本件発明における本質的な事項ではなく、測定ユニットは、
その機能を発揮できるような態様で可動アームに保持
されていれば十分であると理解するものであり、そして、
本件特許の出願時における上記技術常識を考慮すれば、可動アームに測定ユニットを
取り付ける態様を、『懸下』以外の『埋設』等の態様とすることについても、本件明細書から
自明のものであったと認められる。・・・



さらに、測定ユニットの『懸下』と『埋設』に関して、その作用効果において具体的な差異が生じるとしても、そのことは、本件明細書に記載された本件発明7の前記技術的意義とは直接関係のないことであり、また、本件特許の出願時における前記技術常識を考慮すれば、本件訂正発明2が本件明細書に記載された事項から自明であるとの前記認定判断を左右するものではない。」

(考察) 補正・分割事項が、発明の課題との関係で本質的(必要不可欠な要素)でない場合には、明細書に明示的な記載がなくても補正・分割が認められ易いという裁判所の判断傾向を示した典型例である。

3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

均等論(第1要件)

知財高判(大合議)平成28年3月25日(平成27年(ネ)第10014号)

「特許発明における本質的部分とは、当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分である…。そして、上記本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載に基づいて、**特許発明の課題及び解決手段**…とその効果…を把握した上で、特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、**従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分**が何であることを確定することによって認定されるべきである。」

知財高裁大合議判決の判断～第1要件(非本質的部分)

①従来技術と比較して特許発明の貢献が大きいと評価されるときは、第1要件が認められやすいという方向性を示した。(Cf. ボールスプライン最高裁判例解説における「パイオニア発明」と同じか?)
⇒設樂隆一「米国の特許権侵害訴訟の実情と日本の均等論についての一考察」1715頁法曹時報第48巻第8号(1996)
「パイオニア発明の場合のように、技術の進歩及び社会に対する貢献度が大きいのに、特許請求の範囲の記載の困難さにより、実質的に特許発明を利用する侵害態様のすべてを網羅することが困難な場合は、特許請求の範囲の記載を越えてこれを保護すべきとの要請も強くなる...」
「特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、従来技術では達成し得なかった技術的課題の解決を実現するための、従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的な構成をもって社会に開示した点にある。したがって、特許発明における**本質的部分**とは、当該**特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分**である...」

そして、上記本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載に基づいて、特許発明の課題及び解決手段...とその効果...を把握した上で、特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が何であることを確定することによって認定されるべきである。すなわち、特許発明の実質的価値は、その技術分野における従来技術と比較した貢献の程度に応じて定められることからすれば、**特許発明の本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載、特に明細書記載の従来技術との比較から認定されるべきであり、そして、①従来技術と比較して特許発明の貢献の程度が大きいと評価される場合には、特許請求の範囲の記載の一部について、これを上位概念化したものとして認定され**(...訂正発明はそのような例である。), **②従来技術と比較して特許発明の貢献の程度がそれ程大きくないと評価される場合には、特許請求の範囲の記載とほぼ同義のものとして認定されると解される。**」

知財高裁大合議判決の判断～第1要件(非本質的部分)

②明細書中の課題の記載が客観的に不十分な場合には、明細書に記載されていない従来技術も参酌する。(⇒従前の裁判例も、明細書に記載されていない従来技術を参酌していた。)

「明細書に従来技術が解決できなかった課題として記載されているところが、出願時(又は優先権主張日...)の従来技術に照らして客観的に見て不十分な場合には、明細書に記載されていない従来技術も参酌して、当該特許発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が認定されるべきである。そのような場合には、特許発明の本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載のみから認定される場合に比べ、より特許請求の範囲の記載に近接したものとなり、均等が認められる範囲がより狭いものとなると解される。」

③本質的部分は、構成要件に対応するものではない。(⇒従前の裁判例、最高裁判決解説と同じ)

「また、第1要件の判断、すなわち対象製品等との相違部分が非本質的部分であるかどうかを判断する際には、特許請求の範囲に記載された各構成要件を本質的部分と非本質的部分に分けた上で、本質的部分に当たる構成要件については一切均等を認めないと解するのではなく、上記のとおり確定される特許発明の本質的部分を対象製品等が共通に備えているかどうかを判断し、これを備えていると認められる場合には、相違部分は本質的部分ではないと判断すべきであり、対象製品等に、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分以外で相違する部分があるとしても、そのことは第1要件の充足を否定する理由とはならない。」

下級審裁判例が判示した、「本質的部分」の一般論

東地平成11年1月28日(平成8(ワ)第14828号、三村裁判長)「徐放性ジクロフェナクナトリウム製剤」(最高裁判例解説同旨)

東地平成13年5月22日(平成12年(ワ)第3157号、三村裁判長)「電話用線路保安コネクタ配線盤装置」

大高平成19年11月27日(平成16年(ネ)第2563号)「置棚」

「発明が各構成要件の有機的な結合により特定の作用効果を奏するものであることに照らせば、対象製品との相違が特許発明における本質的部分に係るものであるかどうかを判断するに当たっては、単に特許請求の範囲に記載された構成の一部を形式的に取り出すのではなく、特許発明を先行技術と対比して課題の解決手段における特徴的原理を確定した上で、対象製品の備える解決手段が特許発明における解決手段の原理と実質的に同一の原理に属するものか、それともこれとは異なる原理に属するものかという点から、判断すべきものというべきである。」

大地平成22年(ワ)第3846号「送受信線切替器」

知高平成24年(ネ)第10094号「パソコン等の器具の盗難防止用連結具」

「特許発明の本質的部分とは、特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうちで、当該特許発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴的な部分、言い換えれば、上記部分が他の構成に置き換えられるならば、全体として当該特許発明の技術的思想とは別個のものと評価されるような部分をいう...。」

(平成27年度 知財訴訟委員会の研修資料「均等論のいま」15頁)

⇒明細書に開示の無い公知技術を参酌した過去の裁判例は、全て本質的部分同一 ⇒ 均等論第1要件否定。

知財高判22・3・30(平成21(ネ)10055)「携帯型コミュニケーションおよびその使用方法」(No. 95)、大阪地判平成11.5.27(平成8(ワ)12220)判時1685号103頁「注射方法及び注射装置」(No. 430)、大阪高判平成13.12.25(平成13(ネ)2382)「地震時ロック装置及びその解除方法2審」(No. 329)、京都地判平成12.7.18(平成8(ワ)2766)「五相ステッピングモータの駆動方法」、大阪地判平成15.7.17(平成14(ワ)4565)「薄肉ステンレス鋼管の拡張装置」(No. 268)(周知技術を顧慮)、東京地判平成15.8.28(平成14(ワ)1574)「暗渠形成装置」(No. 264)、田村善之「均等論における本質的部分の要件の意義(1)」『知的財産政策学研究』Vol.22(2009)1頁東京地判平成24.1.31(平成20(ワ)27920)「ソフトビニル製大型可動人形の骨格構造および該骨格構造を有するソフトビニル製大型可動人形」(No. 70)、大阪地判平成22.11.25(平成21(ワ)13824)「蓋体及びこの蓋体を備える容器並びにこの蓋体を成形する金型装置及びこの蓋体の製造方法」(No. 86)、知財高判平成20.4.23(平成19(ネ)11136)「人工魚礁の構築方法及び人口魚礁(ただし、当初の名称は[人口漁礁])」(No. 135)、大阪地判平成12.5.30(平成11(ワ)1743)「自動引取り制御可能なインフレーション成形装置」(No. 395)、東京地判平成11.10.27(平成10(ワ)12572)「車輛用バックミラー」(No. 421)等

※三村量一：最高裁判例解説(ボールスプライン)《第1要件》

「(1)特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品等と異なる部分が特許発明の本質的部分ではないこと

...特許発明の本質的部分とは、特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうちで、当該特許発明特有の課題解決手段を基礎付ける特徴的な部分、言い換えれば、右部分が他の構成に置き換えられるならば、全体として当該特許発明の技術的思想とは別個のものと評価されるような部分をいうものと解される。...

そして、発明が各構成要件の有機的な結合により特定の作用効果を奏するものであることに照らせば、対象製品等との相違が特許発明における本質的部分に係るものであるかどうかを判断するに当たっては、単に特許請求の範囲に記載された構成の一部を形式的に取り出すのではなく、特許発明を全体として特許出願時における先行技術と対比することにより課題の特徴的な解決手段を確定し、これを対象製品等が共通に備えているかどうかにより判断する...

右のとおり、均等成立のための(1)の要件は、「特許発明の構成要件を本質的な部分と非本質的な部分に分けた上で、前者については一切均等を認めない」(本質的部分に係る構成要件に属する事項について置換した場合は、一切均等が成立しない)と解するのではなく、特許発明を全体として特許出願時における先行技術と対比することにより課題の特徴的な解決手段を確定し、これを対象製品が共通に備えているかどうかにより判断する(対象製品等が右解決手段を共通に備えている場合には、要件(1)を充足する)ものである。

したがって、特定の技術的課題を解決する手段を初めて開示したいいわゆるパイオニア発明の場合には、当該特許発明により初めて開示された解決手段は基本的な構成であり、発明を基礎付ける技術思想は広範な範囲のものであるから、その構成の一部を置換することによって、特許発明の技術思想の範囲を出ることは困難である。これに対して、既に当該技術的課題についていくつかの解決手段が公知技術として存在するような成熟した技術分野では、個々の発明の特有の技術思想は狭い範囲で認められるにとどまるから、特許発明の構成の一部を他の構造に置き換えるだけで容易に当該発明の技術的範囲を外れることとなろう。...

...(2)の要件(置換可能性)が、特許発明が解決した課題を同様に解決しているかどうかを従来技術との関係から判断するもので、ある程度概括的に充足性の有無が判断されることに照らすと、... (2)の要件(置換可能性)の存否を最初に判断し、その上で(1)の要件の存否を判断するという順序となるものと思われる。...



3. 特許法上の他の論点における、発明の「課題」の位置付け

実質的変更(特許法126条6項) ★隠れた爆弾論点か？

知財高判平成29年(行ケ)第10032号「導電性材料の製造方法」事件

「...本件**審決**は、本件発明10は、値段が高い銀ナノ粒子を使用することなく導電性材料を得ることを目的とした発明であるのに対し、本件訂正発明10は、大量の酸素ガスや大量の還元性有機化合物の分解ガスを発生させることなく、導電性材料を得ることを目的とするものであり、...**目的及び効果は...訂正で変更された**と認められるから...、実質上特許請求の範囲を変更するものであると判断した。しかし、...本件訂正発明10は...、訂正されたことにより、訂正前に比べて銀の粒子径がより大となっており、値段が高い銀ナノ粒子を使用することなく導電性材料を得るという**目的及び効果について、より限定されたものとなっている。**」

⇒「目的及び効果は...訂正で変更された」か否かにより判断される。

(想定例)課題Aを解決する発明が新規性×で(無効)審決予告され、課題Bを解決する構成を付加する訂正請求をした場合、...

⇒**従来技術に過ぎない「課題A」は、訂正後の発明でも課題なのか？**

⇒上記裁判例はそうように認定したが、進歩性やサポート要件の「課題」認定の傾向に鑑みれば、「課題A」は失われ、課題変更とも...

目的、効果、課題が変更されると、均等論第1要件の結論が変わる!!

4. 考察(1/2)

外内出願では、明細書中に「課題」が記載されていないものがある。
⇒「課題」自体が主張立証対象。(Cf.均等論のマキサカルシトール大合議判決)

多くのケースは、明細書中に「課題」が何段階か記載されていたり、複数の「課題」が記載されている場合に、例えば、請求項1の発明の課題をどのレベルで認定するかが結論に影響を及ぼす問題となる。

⇒弁論主義の下では当事者の主張に拠るところ、平成27年頃から、**進歩性(拡大先願)判断において本件発明の「課題」が個別具体的に認定されると同様に、サポート要件判断においても課題が具体的に認定される傾向にある？**(但し、判決内で進歩性判断がなされている裁判例は少ない。明細書中の記載に基づく認定となっている。)
(特許請求の範囲に記載された発明が解決できる「課題」ではない!!)

⇒進歩性(拡大先願)との関係で、**本件発明の「課題」を必要以上に具体的に主張しないことが望ましい。**パイオニア発明は、本件発明の「課題」を、必要以上に具体的に明細書中に記載しない方がよい。

4. 考察(2/2)



(発明の「課題」に関する、無効審判請求人側の戦略)

⇒進歩性、サポート要件、補正要件(新規事項追加)、実質的変更の各無効理由を通じて、特許権者が主張する「課題」の齟齬を突く。

①進歩性を議論して、具体的な「課題」を主張する方向に誘導する。

⇒②当該“具体的な「課題」”は、サポートされていないと主張する。

+③拡張分割/補正 ～「課題」の解決に直接関係する構成の削除
⇒分割/補正要件違反(新規事項追加)の主張(54頁)。

+④訂正 ～「目的、効果＝課題」変更⇒実質的変更の主張(61頁)

※①②は、進歩性とサポート要件の議論の強さを踏まえて、逆にする。

(発明の「課題」に関する、特許権者側の戦略)

⇒当初明細書の記載も、出願後のサポート要件の主張も、進歩性に必要がない高いレベルの「課題、目的、効果」を記載、主張しない。

Cf. 平成27年(行ケ)第10201号「容器詰飲料」(16頁)～物の発明は進歩性もあり!!

※進歩性で、同質の顕著な効果の主張は要注意<Cf. 「減塩醤油類」事件(第二次)(12頁)⁶³等>